

第 1 4 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 1 7 年 4 月 1 4 日 (木) 午後 1 時 ~ 午後 2 時 5 0 分

場 所 コミュニティセンター 2 0 1 ・ 2 0 2 会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、小西敦子、小林英子、津村貴一、西村清、前
場トモ子、眞杉紀久代

実施機関職員・事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報
公開室長 堀本慎一、同室情報公開係主査 真銅美雪

今回は、個人情報保護条例及び情報公開条例の改正に伴う諮問に係る審
議のため、実施機関は事務局である情報公開室であった。

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 諮問個第 1 3 号諮問書類一式
- 3 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿
- 4 個人情報保護法制の体系イメージ等
- 5 生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例改正に係る新旧対照
表 (この資料については、会議終了後回収した。)

議 題

- 1 諮問個第 1 3 号 生駒市個人情報保護条例及び生駒市情報公開条例の
一部改正について
- 2 その他

審議内容

- 1 諮問個第 1 3 号 生駒市個人情報保護条例及び情報公開条例の一部改
正について

〔結論〕

(1) 生駒市個人情報保護条例の一部改正について、以下のとおり認める。

ア 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて(第 2 条第 3 号)

事業者の定義において「法人その他の団体」から除くものとしている「国及び地方公共団体」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を追加する。

イ 指定管理者制度への対応について(第 1 2 条、第 1 3 条)

指定管理者制度の創設に伴い、公の施設の管理を行う「指定管理者」についても、現行の受託者等の個人情報保護に関する責務の規定に追加する。

ウ 罰則について(第 3 0 条)

4 月 1 日から全面施行された「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、個人情報の漏えいや、職権を濫用した個人情報の収集に対する罰則規定を設けるなど、条例の一部改正を行う。

主な改正内容は、個人情報を取り扱う職員及び受託業務等に従事する者等が、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい及び実施機関の職員の職権を濫用した個人情報の収集等に対する罰則規定を設ける。

なお、罰則の対象や量刑は、国の行政機関の職員等に対する規定との均衡を図る。

(2) 生駒市情報公開条例の一部改正について、以下のとおり認める。

ア 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取り扱いについて(第 6 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号)

(ア)「公務員」の定義において「国家公務員及び地方公務員」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員」を追加し、「公務員等」とする。

(イ)「法人等」の定義において、「国及び地方公共団体」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を追加する。

(ウ)「国等」の定義において、「国又は他の地方公共団体」に「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を追加する。

〔審議経緯〕

(1) 実施機関説明

所管課である文書課情報公開室が、本件についての詳細な説明を行った。

(2) 質疑

次のような質疑があった。

ア 独立行政法人等及び地方独立行政法人について

Q .独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律はあるのか。また、地方独立行政法人についてはどうか。

A .独立行政法人等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」があり、地方独立行政法人については、個々に条例で定めることになっている。

Q .「2 .個人情報保護法制の体系イメージ」の中の「分野ごとの措置」にはどのようなものがあるのか。

A .個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うときの措置について、その事業分野ごとに、所管する省庁がガイドラインを設けている。

イ 指定管理者制度への対応について

Q .指定管理者と受託者の違いは何か。

A .条例の第13条で規定している受託者とは、市の実施機関から個

人情報取扱事務の委託を受けた者のことで、例えば、市から電子計算機処理の委託を受けた事業者などがある。また、指定管理者とは、地方自治法の改正により新たに設けられたもので、市の指定を受けて公の施設の管理を行う。

Q . 指定して管理を行わせるのは、委託には当たらないのか。

A . 委託には当たらない。従来、公の施設の管理については民法上の委託と違い、自治法で公法上の委託として、相手を公共団体や公共的団体又は一定の用件を満たす出資法人に限定した上で、料金の收受なども含めた管理運営を委託できる規定があった。

指定管理者制度は、自治法の改正により新たに設けられた制度であり、自治体が指定する者に管理を代行させるというもので、民間事業者も指定管理者になることが可能となり、民間のノウハウを生かした運営をすることもできるようになった。

ウ 罰則について

Q . 改正条例案の第 3 3 条「前 3 条の規定は、生駒市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。」の規定があるのとないのとはどういう違いがあるのか。

A . 条例には、地域的効力に関する原則があり、その効力は基本的に地方公共団体の区域内に限られるが、例外として区域外においても属人的に効力が及ぶ場合もある。第 3 3 条の規定がなければ、区域外においても罰則が適用されるかどうか判断に迷う可能性があるのではないかということで案を作成したが、この規定を入れるかどうかについては検討の余地があり、今後、市の法制担当とも協議していきたい。

Q . 第 3 3 条が適用されるのはどのような場合か。

A . 市から個人情報取扱事務の委託を受けた市外の事業所から個人情報
報が漏洩した場合などが考えられる。

Q . 第 3 3 条では、「前 3 条の規定」となっており、改正条例案の第
3 4 条は含まれていないが、第 3 4 条は生駒市外で発生する可能性
はないのか。

A . 第 3 4 条では、不正な手段で個人情報の開示を受けた者が過料の
対象になっているが、市外で開示することはない。

Q . 改正条例案の第 3 0 条、第 3 1 条では、罰則の対象者は「実施機
関の職員若しくは職員であった者又は第 1 3 条第 1 項の個人情報
を取り扱う事務若しくは公の施設の管理の業務に従事している者
若しくは従事していた者」となっているが、改正条例案の第 3 2 条
では、「実施機関の職員」に限定しているのはなぜか。

A . 「職権を濫用して」という部分があるので、職員に限定している。

Q . 公の施設の指定管理者となった民間事業者の職員は、この 3 2 条
の適用を受けるのか。

A . 実施機関の職員ではないので、適用は受けない。

(3) 審議

次のような意見があった。

ア 第 3 3 条の規定について

生駒市外で第 3 0 条から第 3 2 条の罪を犯した場合、罰則が適用
されるかどうかについて、法的に疑義があるのなら第 3 3 条で規定
したところで効果があるとは思えない。また、規定すること自体に
問題があるのではないか。

生駒市外で罰則が適用できないとなれば、法の目的を達成するこ
とができないので、適用できないことにはならないのではないか。

イ 第32条の規定について

市民からみれば、実施機関の職員も指定管理者の従業員も見分けがつかないので、指定管理者の従業員も含めるべきでは。

公務員が職権を濫用して収集するという行為に罰則が科されるのは、民間の従業者に比べて、公務員にはより重い権限と責任があるという社会の評価があるからではないか。

(4) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただいた上で各委員に送付する。

会議録については「案」が出来次第送付するので、確認していただきたい。

2 その他

事務局が別件の諮問に係る次の審議会の日程調整を行い、次回は6月30日午後2時からとなった。